

## 第4編 警備

### 第1章 一般共通事項

#### 4 - 1 - 1 一般事項

##### 事前の準備

警備の実施に先立ち、次のことを行う。

- ( 1 ) 当該業務を行う上で保全監督員と協議した事項及び保全監督員の指示事項の確認
- ( 2 ) 当該業務に関する記録の確認及び検討
- ( 3 ) 当該業務を行う者に対する業務計画書の周知徹底
- ( 4 ) 当該業務を行う者に対する業務上の安全対策の周知徹底

##### 警備の実施

- ( 1 ) 第1編に定める当該事項によるほか、本編各章の定めるところによる。
- ( 2 ) この編において、警備内容を規定する事項のうち、「～を確認する。」と表現された場合については「4 - 1 - 3用語の定義( 2 )」の「点検」と同様に扱う。

#### 4 - 1 - 2 適用範囲

- ( 1 ) 本編は藤沢市が管理する建築物及び附帯施設等の人による警備または、機械による警備業務を施行する場合に適用する。
- ( 2 ) 本編に記載なき事項若しくは事件・事故等の連絡、取り扱い処置について、本編によることが困難な場合の処理は特記又は保全監督員の指示による。

#### 4 - 1 - 3 用語

- ( 1 ) 「監視」とは、施設等の健全な運営を維持するのに必要な巡視、点検をし、その結果により、臨機応変の処置及び関係者への連絡をとることをいう。
- ( 2 ) 「点検」とは、定められた項目について、異常を発見することをいう。異常が認められる場合は、それらの原因及び保守その他の対応すべき措置の方法等を判断することを含む。
- ( 3 ) 「異常」とは、侵入者、火災・盗難等の恐れ、遺失物、拾得物の発見、風紀衛生を乱す行為、危険行為、違反行為、異音、異臭その他これらに類する状態をいう。
- ( 4 ) 「保守」とは、点検の結果に基づいて行う処置、連絡、記録等の作業をいう。
- ( 5 ) 「巡回」とは、警戒・監視のために指定された施設内を見回ることをいう。

### 第2章 警備

#### 4 - 2 - 1 一般事項

##### 4 - 2 - 1 - 1 警備一般

- ( 1 ) 警備等は、各項に定めるところにより、適切に行う。

( 2 ) 警備を遂行する際の人事・指揮は、受託者が行うものとするが、具体的な業務の遂行については、保全監督員の指示に従うものとし、受託者と委託者の指示に相違があるときは、相互に調整を図るものとする。

( 3 ) 委託者は、受託者に対して業務遂行上必要と認められる権限を付与するものとする。

#### 4 - 2 - 1 - 2 警備の対象

業務の対象は、特記による。

#### 4 - 2 - 1 - 3 従事者の構成

( 1 ) 人員は特記又は最低必要人員以上とする。

( 2 ) 資格

警備業法に規定する事業者とする。

警備員は警備業法に規定する資格要件を満たす者とする。

### 第3章 人による警備

#### 4 - 3 - 1 警備の業務内容

( 1 ) 入出者の監視・案内・巡回警備

( 2 ) 定められた場所の鍵の開閉及び戸締まりの確認

( 3 ) 鍵の点検及び保管

( 4 ) 防火設備の点検・保全・火気の取締り及び風紀衛生の取締り

( 5 ) 火災その他の事故・非常事態等に際して建物及び人命の安全を図るための応急処置

( 6 ) 火災・風水害・盗難等の災害発生の予防措置及び早期発見における通報その他の必要事項

( 7 ) 委託者の指定する禁止事項の取締り

( 8 ) 遺失物・拾得物の受付、処理及び盗難等の処置

( 9 ) 駐車場等敷地巡回警備

( 10 ) 警備日誌等の記録

( 11 ) 年未年始巡回警備・交通整理

( 12 ) その他特記に定める事項

#### 4 - 3 - 2 警備の勤務体制

原則として特記とするが支障のある場合は保全監督員と調整する。

#### 4 - 3 - 3 従事者の服装

( 1 ) 従事者は受託者が市の承認を得た制服・制帽を着用する。

( 2 ) 警備装具は次のとおりとし、必要最小限の範囲において使用する。

( 3 ) 懐中電灯、携帯用消火器、警笛、警棒、トランシーバー、その他警備に必要な器具

#### 4 - 3 - 4 警備に伴う注意事項

- ( 1 ) 業務の実施に先立ち、法令・規則及び慣行を遵守すること。
- ( 2 ) 保全監督員と緊密な連絡を保持すること。
- ( 3 ) 利用者等との良好な人間関係の維持に努め、無用のトラブルは避けること。
- ( 4 ) 来庁者の対応に際し、言動に注意すること。
- ( 5 ) 事件・事故の取扱い処置にあたっては、緊急やむを得ない場合を除き、努めて保全監督員と協議し、独断専行を避けること。

#### 4 - 3 - 5 巡回経路

巡回時の経路は特記又は保全監督員の指示のとおりとする。ただし、保全監督員の承認が得られれば変更ができるものとする。

#### 4 - 3 - 6 警備の報告

異常事態発生等の緊急時は直ちに関係各署及び緊急連絡先に連絡を取り必要な措置を講じ、速やかに保全監督員に報告するものとする。また、日常の警備及び機械の定期点検報告は、警備実施状況を定められた様式により書面で保全監督員に報告するものとする。

### 第4章 機械による警備

#### 4 - 4 - 1 警備の業務内容

- ( 1 ) 指定された建築物及びこれに附帯する一切の物件の火災、盗難及び不良行為の予防
- ( 2 ) 指定された建築物全域を網羅する次に示す警備機器等を設置する。
  - ア 休日・夜間の不法侵入者を感知するシステム
  - イ 非常事態発生時に、非常信号を送るシステム
  - ウ 火災信号を送るシステム
- ( 3 ) 設置した警備機器等について、常に正常な状態を維持するための定期的な点検及び巡察等必要な処置。
- ( 4 ) 火災その他の事故・非常事態等に際して建物及び人命の安全を図るための応急処置
- ( 5 ) その他特記に定める事項

#### 4 - 4 - 2 機械による警備の体制

原則として特記とするが、支障のある場合は保全監督員と調整する。

#### 4 - 4 - 3 従事者の服装

応急処置及び点検等業務を行うときは、受託者所定の服装及び装具を着用すること。

#### 4 - 4 - 4 警備に伴う注意事項

- ( 1 ) 業務の実施に先立ち、法令・規則及び慣行を遵守すること。
- ( 2 ) 保全監督員と緊密な連絡を保持すること。

( 3 ) 基地局等は、警備員と常に連絡が保たれ、警備状況が完全に掌握されていると同時に、緊急の際は管制本部より適切な判断のもとに指示指令が与えられ、必要な処置をとること。

#### 4 - 4 - 5 警備の報告

異常事態発生等の緊急時は直ちに関係各署及び緊急連絡先に連絡を取り必要な措置を講じ、速やかに保全監督員に報告するものとする。また、日常の警備及び機械の定期点検報告は、警備実施状況を定められた様式により書面で保全監督員に報告するものとする。